

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による障害補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日A所在のB会社（以下「会社」という。）に雇用され、電気工事士として就労していたが、平成〇年〇月〇日、会社の普通貨物自動車を運転して仕事の現場に向かう途中、4tトラックに追突され（以下「本件事故」という。）負傷した。請求人は、同日、C病院に受診し、「頸椎捻挫」と診断され、複数の医療機関において療養した結果、平成〇年〇月〇日、治癒（症状固定）した。

請求人は、治癒後障害が残存するとして、監督署長に障害補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に残存する障害は労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級第12級に該当するものと認め、同等級に応ずる障害補償給付を支給する旨の処分（以下「前回処分」という。）をした。

請求人は、前回処分を不服として、審査請求を経て再審査請求をしたが、当審査会は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却した（平成21年労第149号事件）。また、請求人は、前回処分の取消しを求めて、D裁判所に訴訟を提起したが、同裁判所は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却した。

その後、請求人は、平成〇年〇月〇日、E診療所に受診し、「外傷性脳損傷」（以下「本件傷病」という。）と診断された。

今般、請求人は、本件傷病は本件事故による残存障害であるとして、監督署長に対して障害補償給付を請求したところ、監督署長は、本件傷病は本件事故によ

る当初の負傷との因果関係が認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人に残存する本件傷病が本件事故によるものと認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の実事の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、厚生労働省が発出した通達に基づき、軽度外傷性脳損傷は本省協議を行った上で決定するとされているにもかかわらず、原処分庁は本省協議を経ずに、軽度外傷性脳損傷についての医学的知識をもたない医師の意見を踏まえて不支給決定を行ったものであり、軽度外傷性脳損傷の第一人者である請求人の主治医の意見を重視したならば、請求人が外傷性脳損傷であることは明らかであることから、本件災害との因果関係も認められるものである旨を主張する。

(2) F医師は、平成〇年〇月〇日付け障害補償給付請求書裏面の診断書において、傷病名を外傷性脳損傷とし、障害の状態の詳細を右感音性難聴、嗅覚低下、味覚低下、神経因性膀胱、頭部、顔面を含む全身の知覚鈍麻（軽度）としている。また、同医師は、平成〇年〇月〇日付け脳損傷又はせき髄損傷による障害の状態に関する意見書において、弛緩性の四肢麻痺が認められるとしている。

F 医師が診断する外傷性脳損傷のうち、請求人が主張する軽度外傷性脳損傷については、決定書理由に説示するとおり、WHO協力センターが操作的定義（以下「操作的定義」という。）を示していることから、同定義を踏まえ、以下検討する。

ア 軽度外傷性脳損傷とは、物理的外力による力学的エネルギーが頭部に作用した結果起こる急性脳外傷とされている。

そこで、まず、本件事故の状況をみると、本件事故は、平成〇年〇月〇日午前〇時〇分頃、会社の駐車場から道路に出たところでGが運転する普通貨物自動車（4t）に追突されたというものであるが、請求人は、本件事故時の状況等に関し、平成〇年〇月〇日作成聴取書において、事故にあったときは背骨に軽い痛みを感じていた程度で、〇月上旬まで強い症状は感じなかった旨述べている。また、Gは、本件事故の民事訴訟・被告本人尋問調書において、衝突したときの衝撃はさほど感じず、自身も請求人も怪我はなく、請求人は、普通に車から降りてきて、別に変変わった様子もなかったとしている。

請求人やGのこれらの申述からすると、本件事故による衝撃はさほど大きなものではなく、請求人が本件事故により特段の外傷を負ったとみるべき事情は認められない。

さらに、当審査会として、本件事故後の請求人の医学的経過を精査するも、本件事故に近接して受診した医療機関において、脳に何らかの異常所見が認められるとする検査結果や医学的所見は存在せず、その後においても、外傷による脳損傷があることを示唆する医学的意見は認められない。

イ 操作的定義に示された見当識障害、意識喪失等に関し、請求人は、平成〇年〇月〇日受付申立書において、衝突の直後に激しく頭部を振られ、ほとんど鉄板化したヘッドレストに頭を強打してからGの車両がはるか前方にいるのを確認するまでの〇分から〇分程度意識喪失していたと推測される旨述べる。しかしながら、当該申述内容は、本件事故から〇年近く経過した後のものであり、かつ、平成〇年〇月〇日作成電話照会記録の内容、すなわち、自分では意識を失ったとは思っておらず、Gが請求人の車の方に歩いて来るのをボーッと見ていたと思う旨や、体が前後左右にシェイクされ、首に軽い痛みはあったが、激しい体の変調等の症状はなかった旨の申述と矛盾するものといわざるを得ないことから、当審査会として、前記申立書の内容を採用す

ることはできず、本件事故後、請求人に操作的定義が示すところの見当識障害や意識喪失があったと推認することはできない。

(3) H医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、一般的に外傷による神経症状、神経損傷は、外傷時から生じるものであり、期間を経て神経脱落症状を生じることはない旨述べ、当審査会としても、H医師の当該意見は医学的に妥当と判断するところ、F医師が上記診断書及び意見書において述べる請求人の症状、すなわち、頭部、顔面を含む全身の知覚鈍麻、四肢の麻痺や神経因性膀胱等の症状が、本件事故直後から存在したことを示唆する証拠は認められない。

(4) 上記(2)及び(3)を総合的に勘案すると、当審査会としても、決定書理由に説示するとおり、本件傷病と本件事故との間に相当因果関係は認められず、本件事故により本件傷病を発症したとは認められないものと判断する。

なお、請求人が主張するところの本省協議の有無は、上記結論を左右するものとは認められないことから、これを考察することは要しないものと判断する。

3 以上のとおりであるから、請求人に発症した本件傷病は、本件事故によるものとは認められず、したがって、監督署長が請求人に対してした障害補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。